

○工事設計業務契約書についての一部を改正する通達新旧対照条文

<p style="text-align: center;">改 正 今般改正（平成23年11月18日国空予管第209号）</p>	<p style="text-align: center;">現 行 制定（平成22年10月29日国空予管第629-2号）</p>
<p>工事設計業務契約書</p> <p>（中略）</p> <p>（談合等不正行為があった場合の違約金等） 第41条の2 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務料（この契約締結後、業務料の変更があった場合には、変更後の業務料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>（一から三は略）</p> <p>四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）<u>第96条の6</u>又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>工事設計業務契約書</p> <p>（中略）</p> <p>（談合等不正行為があった場合の違約金等） 第41条の2 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務料（この契約締結後、業務料の変更があった場合には、変更後の業務料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>（一から三は略）</p> <p>四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）<u>第96条の3</u>又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>（以下省略）</p>